平成２３年（フ）第６３７号
大阪府南河内郡河南町大字寛弘寺890番地の11
債務者　宮下　　博
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　唐﨑　浩司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月23日午後２時
5　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第５８９号
埼玉県越谷市赤山町２丁目115番地１　ロイヤルタウン205
債務者　田尻　　浩
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　芳之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２３年（フ）第１６０８号
京都市西京区大原野上里南ノ町519番地１エルパーク西京大原野401号宮田方、住民票上の住所大津市瀬田三丁目37番１号
債務者　松﨑建設こと　松﨑　文栄
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上里美登利
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年２月24日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８１０号
愛知県碧南市向陽町２丁目81番地
債務者　大原光洙こと　韓　　光洙
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　榊原　尚之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成24年３月５日午後２時40分
5　免責意見申述期間　平成24年２月20日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２０９３号
札幌市東区北11条東５丁目２番８―103号
債務者　山路千香子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１６５号
札幌市東区伏古11条３丁目２番６号　メゾン・ドマーニ101号
債務者　武田　憲治
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２１６６号
札幌市東区伏古11条３丁目２番６号　メゾン・ドマーニ101号
債務者　武田　英子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２８６７号
札幌市東区北25条東18丁目７番３―211号
債務者　福原　絵実
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９４５号
札幌市豊平区月寒東４条８丁目３番24号　コーポ開成Ａ―６
債務者　大村富士夫
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９７２号
札幌市西区山の手２条12丁目２番21号
債務者　藤澤　幸枝
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２９７７号
札幌市手稲区前田６条９丁目８番11号　ハイムくわはら102号
債務者　谷山　好史
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０２７号
札幌市豊平区月寒西１条10丁目４番12号　ヒラオハイツ203号
債務者　大下　珠緒（旧姓桶作）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０３７号
札幌市北区北23条西10丁目２番８号　26号
債務者　今　　美幸（旧姓小林・岩城）
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０６０号
札幌市北区新琴似７条10丁目２番８号　千葉マンション205号
債務者　成瀬　修二
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０７８号
北海道石狩市花川南10条２丁目117番地　プレジデント花川101号
債務者　紺野　誠一
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０８２号
札幌市手稲区曙４条３丁目15番27―207号
債務者　後藤　笙子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３０９５号
札幌市北区北27条西16丁目４番３号　アルファコスモ弐番館105号
債務者　木村　俊輔
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部